

「思考力・判断力・表現力」を育成する授業設計

— 「指導案の書き方入門」 — (改訂8版)

兵庫県尼崎市立教育総合センター

元所長 倉橋 忠

1 どんな授業を目指すか

① 学力構造をどのように理解するか

「知識・技能」は習得すべき学力であり、習得した「知識・技能」を活用するために必要な学力が「思考力・判断力・表現力」であると仮定して(前提にして)授業設計を考える。

※ 「生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはくぐみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない」(学校教育法第30条第2項)。

また、生徒指導要録に示されている観点を学力の要素と仮定すると、それらの要素をどのように理解すればいいのであろうか。

学説的には、これらの要素を並列的に捉える立場もあるが、段階的に捉える立場が有力である。

これまでは、授業のゴール(目標)を「知識・理解」に据える立場の実践が多かった。

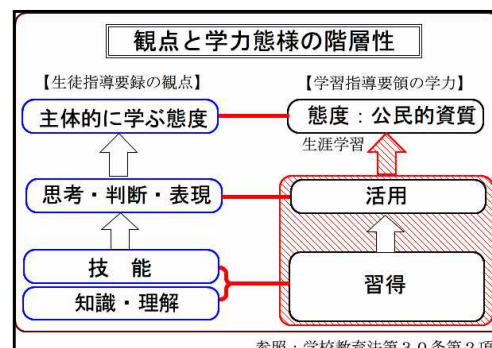
しかし、今日では、授業のゴールに「主体的な学習態度」を据える立場と、「思考・判断・表現」に据える立場が中心で、「思考・判断・表現」を目標に据える実践が主流になりつつある。

ただし、学習指導要領の改訂(2017年度)と生徒指導要録の改訂(2018年度)により、学習指導要領と生徒指導要録の一体化が図られたので、今後は「思考力・判断力・表現力」及び「主体的な学び」の育成を授業のゴールに据える実践が求められることになる。

なお、私(倉橋)は1990年代から、「関心・意欲・態度」も学力であるととらえ、「関心・意欲・態度」は総合的な表現力に現れるので、表現力を客観的に評価すれば、「関心・意欲・態度」を評価できると主張・実践し、

実証してきた。今回の学習指導要領及び生徒指導要録の改訂を踏まえると、これまでの情意的な「関心・意欲・態度」に代わる学力態様として、「主体的に学ぶ態度」を視野に入れて、再構成する必要に迫られる。それは、「思考力・判断力・表現力」を客観的な指標を基に「評価」することで、実践可能になるであろう。

したがって、今からの学習指導案には、「思考力・判断力・表現力」の評価場面が設定されなければならないと言えるであろう。

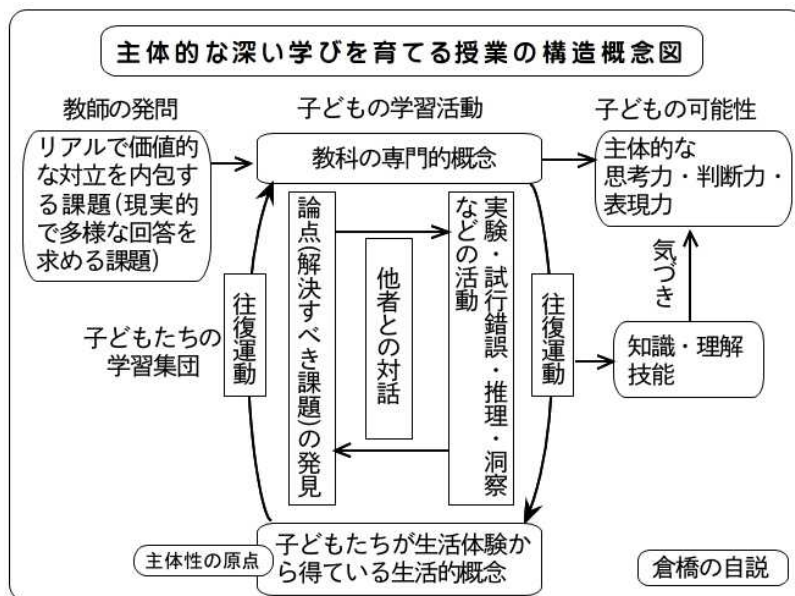


② 深い理解・探求心・洞察力を鍛える授業を設計しよう

生活的概念と専門的概念(科学的概念)との往復運動の中から、子どもたちは、はじめて専門的概念(科学的概念)を獲得することができる。主体的に獲得してきた生活概念と、子どもたちが専門的概念を突き合わせて、自分なりに「納得」して獲得した「専門的概念」こそ、主体的に学ぶ取る「深い学び」である。

そして、「思考の往復運動は、子どもと学習対象との「間」のそれを中心に、社会事象を追究する方法(視点)間の「間」のそれと、子ども同士の「間」の3つ「間」から成り立つ。

子どもの思考力を育てるために、子どもたちの集団も、この往復運動には欠かせない「場」である(右図「主体的な深い学びを育てる授業の構造概念図」参照)。



2 目標設定

① 単元や本時の教育目標(到達目標)を明確にすること。

…何を学ばせたいのか、どのような学力を育てたいのか、具体的に明確にすること(これがすべての始まり。目標(目的)と教材(手段)を混同しないことが大切である)。

(例) 中学校英語科の場合

[単元目標] ◎ if節、that節、when節、because節を用いた文の形・意味・用法を正しく使うことができ、それらを利用して自分の考えが表現できる。

◎ あるトピックスに対して、賛成か反対かなど自分の考えや意見を理由も含めて英語(英会話)で発表できる。

[育てたい学力(到達目標)] 自分の考えや意見を述べるには、筋道を立てて構成することが大切である。そのような場合、最初に結論を述べ、その後に具体例を挙げながら理由を述べるのが英語的である。その際に、if節、that節、when節、because節などを使って、自分の考えを表現できる学力を育てる(総括的評価の評価基準)。

② 単元全体の指導計画 … 可能な限り、1時間1時間の「展開」まで計画すること。

③ 教材観は、学習目標に到達するために、教材の性質・本質のどの部分を使用(注目)するかを記述する。教材は、目標到達のための手段であることを忘れないこと。

(例) 中学校社会科(歴史的分野)の場合

[教材]「五人組帳前書き」：村の「掟」が明文化されており、切支丹禁制他、幕府の諸法度が「村の掟」として効力を有していたことを知ることができる。また、最後の連署・押印を見るだけで「五人組」の姿が想像できる地域教材である。

④ 児童観・生徒観は、本時の学習に対する学力状態(準備状況)を記述する。主たる内容は、本時の学習内容に至るための既習学習の内容・定着度である。あるいは、子どもたちのもつ生活体験上の予備的知識である。学級の雰囲気や授業態度等は、副次的な要素である。

(例) 中学校社会科(歴史的分野)の場合

[生徒観]：都市部にある本校の校区には農地はほとんどなく、生徒たちは現在の農業方

法も知らないし、鍬や鋤の使用方法はおろか、田と畑の違いすらわからない。江戸時代の言葉も、農作業も知らない生徒たちにとって、「慶安御触書」や「五人組帳」は非常に難解であるため、直接的に教材として扱うのは困難であろう。しかしながら、疑問を持つことから始まり、真実に迫る学習の「楽しさ」や「驚き」を体験させるために、翻訳された教材を使用せず、生徒たちの生活体験を通して、可能な限り「ほんもの」に直面させたい。

3 授業展開の設計 ※論理的な展開がいいとは限らない(おいしいものを先に食べることもある)

- ① 授業展開計画の中で、評価方法・手段と評価場面が設定されなければならない。
- ② 単元目標を設定したら、次に単元の総括的評価問題を作成する。その具体的な模範解答が総括的評価の評価基準となる。この作業が「指導と評価の一体化」の第一歩である。
- ③ 評価の目的は、教師が授業を振り返り反省する際の資料とすることと、子どもの学習課題を明確にし、学ぶ課程を支援することにある。→ 具体性(再現可能性)が求められる。
- ④ 目標は、行動目標化する。特に、授業の中で行う形成的評価の対象は行動目標にすること。
(例)「九九が分かる」ではなく、「2の段のかけ算を誤りなく暗唱できる」のようにする。
行動目標は、そのまま「評価基準」として利用可能である。
- ⑤ 形成的評価は、1時間当たり、多くても3つまでにする。
- ⑥ 目標に到達しているかどうかを確認する「評価問題」・評価手段を準備する。つけたい学力の性質によって評価方法・手段は変わる。すなわち、評価法はプリントによる評価問題だけではない。口頭試問による確認法、クイズ形式の発問、虫食いの板書の完成、間違い探し、演技による発表、討論観察、さらには、イメージ・マップ法やパフォーマンス評価法もある。
- ⑦ 1時間を3分割して考え(子どもの集中力は10~15分が限界)、分割毎に学習意欲を呼び起こす手だてを工夫する(「導入、展開、まとめ」のことではない)。したがって、学習意欲を「ゆさぶる・くすぐる」教材・教具・説話等を、最低でも2つ以上準備する必要がある。
- ⑧ 第3分割の場面で、形成的評価を行い、本時の学習の理解度・定着度を確かめる(評価問題・課題が必要になる)。理解度が低い子どもへの回復指導方法を準備しておく。
- ⑨ 観点別目標・評価は、1単元1つでもいい。あるいは、1時間当たり1つでもいい。複数の観点や、複合する観点は必要ない(実際上の指導に役立たないか、実践できない)。
- ⑩ 行動目標化した評価基準の表記例

規準の表記	評価基準の妥当な表記の例(行動目標化した表記の例)
(知識)	※ 各教科の基礎的な知識(文化遺産)の認知的獲得を学力内容とする。
・知る	「〇〇の再認を正確にできる」「〇〇の模倣ができる」
・理解する	「〇〇を正確に再現できる」「正確に〇〇を暗唱できる」「〇〇の説明ができる」
・理解できる	「〇〇の要件を列挙できる」「〇〇の特徴を指摘できる」「学んだ〇〇を自分の言葉で説明できる」「〇〇を使って動作できる」など。
・気づく	「〇〇と△△の違いを指摘できる」「〇〇と△△の違いを説明できる」 「〇〇の変化を、自分の言葉で説明できる」「知らなかったことを、発見した〇〇を使って指摘できる」 「はじめて知った〇〇のことを、△△を使って説明できる」など。

規準の表記	評価基準の妥当な表記の例(行動目標化した表記の例)
(技能) ・技能をつける	「〇〇の計算が正しくできる」「〇〇を使って正確に作業できる」 「〇〇拍子のリズムでたたける」「〇〇が△△基準どおりに動作できる」 「〇〇の資料から△△(値など)を読み取り説明(指摘)できる」 「△△の資料をもとに〇〇の表を作成できる」
(思考・判断・表現) ・わかる ・活用できる ・考えることができる ・思考する ・思考できる ・判断できる ・表現できる	※ 複数の事柄・事象等の関係・関連性を説明・洞察できる学力である。 「これまで知らなかった〇〇のことを、別の△△で説明できる」 「学んだ〇〇を利用して、△△を説明できる」「〇〇を利用してオリジナルな文が書ける」「学習した〇〇の具体的な応用方法を説明できる」「学習した〇〇の具体的な応用場面を説明できる」「学習した〇〇を自分の体験と関連づけて説明できる」「学習した〇〇を使って、△△(技能)ができる」 価値的な事柄が対立している場面で、「学習した〇〇(考え方・方法)を利用して、学習内容△△に即して、正しく選択することができる」など。 「△△の資料を使って、〇〇の変化を説明(表現)する図を描くことができる」 「〇〇を模倣して、自分の主張ができる」など。
(主体的に学ぶ態度) ・主体的に取り組んでいる ・興味を持つ ・関心がある ・関心を持たせる ・意欲を引き出す ・意欲がある ・意欲的に取り組む ・努力する ・努力できる ・真面目(熱心)	※1 学力内容は、対立する価値概念や規範概念を教科の特質にそって獲得する能力が育ち、学んだそれらを使って、自分なりに表現することができることを主たる内容とする。 ※2 高次の発展・習熟段階の学力である。この学力状態の一定段階までは到達目標(基準)を示すことができる。しかし、最高段階の学力状態では、方向目標しか示すことができない(学者・研究者のレベルがそれである)。 「自分の見解と対立する意見を具体的に説明し、自分の立場の根拠を明示して自分の意見を説明できている。」 「学習した社会科学的な概念の意味を、自分の日常生活での経験値との比較・対照するなど、客観的に説明できる。」 「既習の学習内容への疑問を提示することができ、自分の感じた疑問を解決するために粘り強く、自分なりに探究活動をしたことを客観的な資料で説明できている。」 「〇〇の具体的な応用場面を探そうとする」「具体的な場面(生活場面)で学習した〇〇(知識・技能)をあてはめて、説明しようとする」「具体的な場面(生活場面)で学習した〇〇を利用しようとする」「学習した〇〇(知識・技能)から、新しい△△(知識・技能)を作りだそうとする」など。 「学習した〇〇(知識や技能)をわかりやすく整理できる」「学習した〇〇(知識や技能)を使って、新たな課題をすすんで調べようとする」 「学習した〇〇(知識や技能)の方法を利用して、発表しようとする(発表しようとする行動傾向自体は個人の性格によることが多く、学力とは言い難い)」 「実際の日常生活の事象を、学んだ〇〇で説明しようとする」「日本語で表現できることを、すすんで学んだ英語の〇〇で表現しようとする」「学習した〇〇の具体的な応用方法を発案したり、試そうとする」など。 価値選択(態度決定)・価値判断が迫られる場面で、

に取り組む	「学習した〇〇(概念)を活用して、選択理由(態度決定の根拠)を導く」「選択
・授業態度がよ	する方法に、学習した〇〇(技能)を利用し、筋道を立てて説明(表現)できる」
い	「決断理由を、学習した〇〇(概念)を根拠にして説明できる」など。
・態度を育てる	(例)「あなたが自動車を買うとすれば、次の条件のどれを優先しますか。す
・態度をとる	べての条件を優先順に並べて、並べた理由を説明しなさい。 スタイル。車体の色。燃費のよさ。排気ガスのクリーン度。スピード性能 のよさ。ブレーキ性能のよさ。丈夫さ。運転のしやすさ。価格。」

4 教材提示など教師の支援活動の準備

① 目標到達を確実に支援できる教材・教具・発問を考え用意すること。楽しい教材は、往々にして焦点ぼけを起こす原因になるので要注意。目標(目的)と教材(手段)の役割を逆転して考えないこと。教材(手段)を先に決めると、目標(目的)からずれることが多い。

② 発問には、予め模範解答をイメージしておくこと(これが評価基準になる)。

数種類の発問を「シナリオ化」しておくことが、指導案を引き締めるポイントになる。

なお、模範解答は、完全な文として記述することが重要である。

(例) ×「南北戦争の原因がわかる」

○「南北戦争は、州の権利と論点、南北の根本的な経済的・文化的発展差異、奴隷制についての分断された意見などの複数の要因によって勃発した。」

×「速く泳ぐ方法がわかる」

○「速く泳ぐためには、引っ張って、押す水の量を最大にするため、手のひらを平にすることが大切である。」

③ 発問には、次のような種類が考えられる。

(A) 問いと解答の間に距離がない発問(深い理解や思考力は育たない)：子どもの経験で解答できるもの。覚えていれば簡単に解答できるもの。解答が単純・簡単なので力の弱い子どもでも参加しやすいが、成長を促すことは困難な発問である。ただ、授業展開のリズム感を作り、授業をテンポよく進める効果がある。

(B) 問いと解答の間に距離がある発問(深い理解や洞察力・思考力を育てる)：算数などの計算問題のように、計算すれば解答がでるような発問は技能を育てる。

子どもたちの常識や既習の学習内容と矛盾する説明や発問は、「なんでやねん？」と、考えなければ解答が導き出せない。そのような発問は、洞察力・思考力や探求心を育てる。

また、「その国の特徴は、どうなっているのかな?」「自分の思いを色で使って表現するには、どうしたらいいか?」「自然や社会の中にある、ともなっていて変わる2つの数量の関係はどのように捉えられるのか?」等と調べなくてはならない発問は、探求心や資料活用技能等を育てる。

(C) 解答が、単純・一つではない発問(深い理解、探求心、論理力等を育てる)：学問の論争点や日常生活上の解決されていない問題に対する態度を問う発問。複数の単元をまたがっているような発問等は深い理解や探求心、整理力を育成する。

[要注意] 「～について調べてみよう」「～について考えてみよう」のタイプの発問や指示で、探求心を育てることは困難である。→ 論点が漠然としていることが多い(焦

点化しにくい)。皮肉にも、～の部分具体的に指示すれば、単純な解答を求める結果になることが多い。

- ④ 板書計画をしっかりすること(特に**構造化**を意識すること)。
- ⑤ 説明・指示等も、可能な限り、セリフ(文言)まで**シナリオ化**すること。
- ⑥ 説明・指示等も**具体的に行動化**すること。

例 「怪我をしないよう気をつけなさい」→「器具に顔を近づけないこと。怪我をするかも知れないよ。」などのように。

5 指導案(展開部分)の形式

授業者にとって授業展開イメージが具体的に明確になるものであれば、どのような形式でもかまわない。ただし、上記の123の要件を満たしていることが前提である。以下は例。

① 子どもの学習活動を優先して記述する形式

	子どもの学習活動 (学習形態含む)	教師の支援活動 (教材・教具・発問・説明など)	評価 (評価方法・評価場面)
導入		動機付け	
展開			
確認	評価問題に取り組む	つまづきがあれば回復指導	形成的評価(評価問題)

② 教育目標を優先して記述する形式

	教育目標 (評価方法・評価場面)	教師の支援活動 (教材・教具・発問・説明など)	子どもの学習活動 (学習形態含む)
導入		動機付け	
展開			
確認	形成的評価(評価問題)	つまづきがあれば回復指導	評価問題に取り組む

③ キー・ポイントになる概念・動作を明確にする形式

	教育目標 (評価方法・評価場面)	教師の支援活動 (教材・教具・発問・説明)	キー・ワード (キー概念・動作)	子どもの学習活動 (学習形態含む)
導入		動機付け		
展開				
確認	形成的評価(評価問題)	つまづきがあれば回復指導		評価問題に取り組む

6 指導案のサンプル

(【お断り】2016年実施の指導案のため、2019年改定の生徒指導要録の「観点」とは異なる。)

中学校社会科・公民的分野 学習指導案

日 時 2016年11月10日(木) 第2校時

場 所 尼崎市立〇〇中学校

対 象 第3学年2組 (男子17人 女子17人 合計34人)

指導者 尼崎市立〇〇中学校 非常勤講師 倉橋 忠 

1 単元名 「地方自治と私たち」

2 単元目標

- (1) 地方自治が直接請求という直接民主制の方法を導入している理由について、具体的な事例に基づいて、多面的・多角的に考察させるとともに、主権者としての政治参加のあり方について考えさせる。
- (2) 調査や見学活動などを通して、地方の政治について具体的に理解させるとともに、発表や討論などを通して考えを深める。
- (3) 住民自治を基本とする地方自治の考え方や、地方公共団体の政治の仕組み、地方財政の仕組みなどについて理解させる。
- (4) 単元全体を通じた観点別評価規準

関心・意欲・態度	思考・判断・表現	資料活用技能	知識・理解
自分たちが住む地域の政治について関心を持ち、意欲的に自分たちにできることを提案したり、政治参加の方法について考えたりしている。	住民自治や地方分権の考え方について、既習事項を踏まえて多面的・多角的に考察し、その過程や結果を適切に表現している。	地域の課題や地方財政の変化について、資料を収集・選択し、複数の資料を比較して読み取ったり、その結果を図表などにまとめたりしている。	地方自治の仕組みについて理解するとともに、地方財政の仕組みや課題について理解し、その知識を身に付けている。

3 単元について

(1) 教材について

本単元は、学習指導要領の公民的分野内容の(3)イ「民主政治と政治参加」の学習を通して「地方自治の発展に寄与しようとする住民としての自治意識の基礎を育てる」ことを目的にする。その際、「地方公共団体の政治の仕組みについて理解させるとともに、住民の権利や義務に関連させて」学ぶことが大切である。

そこで、住民の権利・義務について理解させる際には、国政に関する権利・義務と、地方自治に関する住民の権利・義務についての違いを理解させるだけでなく、より身近なリアルな話題を通して学ばせたい。地域社会の発展と安全のための担い手としての自覚を感じ取らせることが、国家を支える国民としての自覚を育てる基盤になると考えるからである。

(2) 生徒について

これまでの学習で、社会生活には様々な利害の対立があり、その対立を克服するためにそれぞれの立場の人々が合意し社会生活を営んでいることや、効率だけではなく公正な視点でとらえ課題を解決しようとしていることを学んでいる。さらに、その後の学習で、日本国憲法が保障する基本的人権についての概要を学んでいる。

しかし、具体的な問題場面で、人権保障の考え方が果たす役割について深く考えることはできていない。

また、生徒たちは、教えられたことを素直に学び取ろうとする姿勢は見せるが、主体的に自分の意見を形成することには不慣れである。

(3) 指導の重点について

そこで、住民の日常生活で起こりうるリアルな価値対立場面を設定して、公正に価値判断して主体的な「自分の意見」を作り出そうとする態度を育てたい。

その際、友達の見解から学び取ることができる機会を設定し、他者との協働で思考し、判断することを体験させたい。そのため、基礎的な知識の学習指導については全体指導で行い、価値判断させる場面ではグループ学習を中心とした学習活動を取り入れる。

4 指導計画(全5時間)

単元「地方自治と私たち」の構成(全5時間)。

- 1 時間目：私たちの生活と地方自治
- 2 時間目：地方自治の仕組み
- 3 時間目：地方財政の仕組みと課題
- 4 時間目：住民参加の拡大と私たち
- 5 時間目：防犯カメラとプライバシー権(本時)

5 本時の指導過程

(1) 本時の目標

本時は、地方自治の学習のまとめの時間であると同時に、人権と政治の学習を総括する時間でもある。そこで、地方自治と人権の関わりについて、身近な地域の話の中にも、利害対立があり調整が必要なことがあることを読み取り、主体的に判断し考えることができる力を育てたい。【思考・判断・表現力】

- ① 市長の役割を行政の責任者であることを指摘した上で、地方財政の現状をふまえて、自分なりに結論を出し、検討した内容と、その判断をした基準(根拠)を説明することができる。
- ② 「プライバシーの権利」についての正確な理解に基づいて自説を展開できること。
- ③ 市民の見解の対立を調整し、自分なりの回答を出すための、判断するプロセスに、対立と合意、効率と公正の視点を活用できる。

(2) 本時の教材

行政権の在り方について思考・判断する教材として、行政による街角の防犯カメラ設置

を取り上げる。防犯カメラは、犯罪抑止効果については賛否両論あり、プライバシー侵害のおそれも抱えている。そして、自分が市長だという仮定の下で、防犯カメラ設置の可否について生徒たちに公正な判断を迫る。市長は様々な要望を持つ市民の利害を調整し町作りを行わなければならないことを、生徒たちは模擬的に体感できるであろう。教材として、市の財政状況を示す資料と、犯罪の発生状況や、防犯カメラシステムを知ることのできる資料を扱う。

(3) 準備物

- ① 教科書『新しい社会 公民』東京書籍 2016年 p. 63及びp. 106-107。
- ② 尼崎市の2015(平成27)年度決算(すでに前回の授業で配布済み)。
- ③ 課題プリント「防犯カメラとプライバシー権について」(社会科通信)。
- ④ PC及びプロジェクター、スクリーン(掛け図・世界地図の背面を利用)。
- ⑤ 導入のためのプレゼンテーション教材(防犯カメラの機能・データ管理等)
- ⑥ ホワイトボード及びホワイトボード用マーカーペン(9班分)

(4) 展開

	学習活動	教師の支援・教材(留意点)	評価・評価の方法
導入	<ul style="list-style-type: none"> ○本時の学習課題を聞く。 ○自分が市長になり、市民の意見対立を正確に理解し、問題点を明確にして調整しなければならないことを知る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○「なんでやねん」(防犯カメラとプライバシー権)(別紙)を配布し、防犯カメラの設置を求める市民の要望に対して市長として判断することが本時の学習課題であることを説明する。(全体指導) 	<ul style="list-style-type: none"> ○プロジェクターで提示している防犯カメラを見ていることを視認する。 ○社会科通信「なんでやねん」を読んでいることを視認する。
展開	<ul style="list-style-type: none"> ○何が論点になるのか、論点がどれ位あるのか、考えてみる。 ○市長には、予算編成権があることを思い出す。 ○市の財政が悪化していることを思い出す。 ○安心・安全を実現することが公共の福祉を実現する一例であることを確かめる。 ○防犯カメラは安心安全の一つの方法だが、同時に市民のプライバシー権を侵す可能性を秘めていることを知る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○防犯カメラの機能と設置費用について説明する。 ○「どんな方法で監視映像のデータを管理していますか。データ管理は安全ですか？」 ○「市長は、市の行政権の責任者です。具体的にはどんな仕事がありましたか？」(数人の生徒を指名して知識の定着度を確認) ○「市の財政は豊かでしたか。防犯カメラを420台も設置して、管理する予算は組めるのでしょうか？この点は、このあと考えて下さい」。 ○「プライバシー権はどんな人権でしたか？」「人権を制限できるとすれば何を根拠にしますか？どんな手続きが必要ですか？」(復習)。(全体指導) ○「そうですね。プライバシー権は、個人の生活を他人からおかされない権利です。新聞・雑誌・テレビなどのマス=メディアの普及やコンピューターなどにより、個人情報他人に流れる可能性があることから主張され 	<ul style="list-style-type: none"> ○防犯カメラのデータはインターネット回線を利用して処理されていることを説明できる。(発表)【知識・理解】 ○市長の行う行政権の役割(仕事内容)を説明できる。(発表)【知識・理解】 ○尼崎市の財政状況を決算の内訳を取り上げて説明できる。(発表)【資料活用技能】 ○犯罪予防は公共の福祉に当てはまることを説明できる。(発表)【知識・理解】

るようになりました。日本国憲法には規定のない新しい人権です。現在では、47都道府県とすべての市区町村でプライバシーを保護する条例が制定されています。」

- 「考えるヒントは、『人権』とは誰が誰に対して主張することが認められる権利のことなのかです。」

防犯カメラを市内に設置して欲しいという市民の要望に、君が市長だったらどう答えますか？

- もう一度、「課題文」を読み直す。
- 自分が市長だとしたら、防犯カメラの設置案を支持するか、否定するかを考える。
- 4人1グループの体勢になるために机の向きを変える。
- 課題に対する自分の意見を発表する。
- 同じグループのメンバーの人の意見を聞き、互いの意見の意味を確かめ合いながら、共通点と違う点を明確にするために話し合う。
- 防犯カメラを設置した場合のメリットとデメリットを上げてみる。
- 市の財政面、データの保管の安全性、管理費用をどのようにすればいいか考える。
- プライバシー権の保障と治安の維持のどちらを優先するべきかを考える。
- 治安の維持が優先されるとして場合、どのような法的手続きが必要なのかを考える。
- グループの代表(固定化しない)が、自分達のグループで出た意見を発表する。
- 自分のグループだけ

- 「初めに、自分だけで意見を考えて、ノートにメモして下さい。」(5分)
- 「次に、4人グループで話し合ってみて下さい。」(グループ学習)
- グループで話し合う。(15分)
 - ・グループ学習は、原則的に1グループ4人で行う(5人以上にはしない)。
 - ・机を向かい合わせにして、真ん中にホワイトボードを置き、自由に自分の意見を書きながら、話を進めるよう指導する。
 - ・話し合いが進まないグループには、教師が介入し、論点の一つをヒントに与える(今回は、防犯カメラは高いか安い。安心安全とプライバシー権のどちらを優先するか。両立することはできないのかなど)。
- 「では、それぞれのグループから1人ずつ市長が出てきて自分達のグループで出た意見を発表して下さい。」(10分)(全体指導)
- 教師の方で各グループで出た意

- 課題の意味を正しく再現できる。【**形成的評価**】
- 自分の意見をノートに書くことができる。(机間指導)【**形成的評価**】
- グループの話し合いに参加できている。【**形成的評価**】
- それぞれのグループの話し合いがスムーズに展開されているかどうかを歩きながら確認する。【**形成的評価**】
- 話し合いが進展しない場合は、防犯カメラを町のどこで見ることがあるか、それは誰が設置したものかを話し合うことから始めるように勧める。次に、それは何を目的にしているのか、どんな効果が期待できるのか、どんな問題点があるのかと考えさせる。
- ホワイトボードに書かれているグループの意見が分かりやすく説明できているかどうかを基準に聞き分ける。【**形成的評価**】

	でなく、他のグループの意見も聞く。	見の特徴を整理して、共通することと、違いを対比させて賛否両論があることを明確にする。 (5分)	
終末	○他のグループの意見を参考にして、自分の意見を見直して、ノートに自分の意見をまとめる。	○「意見には、共通することと、全く異なる内容があります。それらを参考にして、自分の意見を完成させてノートに書いて下さい。」(5分)	①市長の役割を行政の責任者であることを指摘した上で、地方財政の現状をふまえて、自分なりに結論を出し、検討した内容と、その判断をした基準(根拠)を説明することができる。 ②「プライバシーの権利」についての正確な理解に基づいて自説を展開できる。 ③市民の意見の対立を調整し、自分なりの回答を出すための、判断するプロセスに、対立と合意、効率と公正の視点を活用できる。 【思考・判断・表現】

6 本時の到達度目標(評価基準)とB基準に到達しない生徒への指導計画

※ 本時については、思考・判断・表現力についての評価基準を示す。

十分満足できる(A)	概ね満足できる(B)	努力を要する(C)
<p>①市長が行政の最高責任者で予算編成権を有しているが、予算の成立には市議会の承認が必要であることを踏まえて意見を考えている。</p> <p>②防犯面の検討だけでなく、防犯カメラの管理面に関して、個人情報へのアクセスに対しての法的な手続きなどにふれ、多面的・多角的な視野から考えていること。</p> <p>③防犯(治安)とプライバシー権が対立することを明確にし、賛成派と反対派が協調できるように配慮して自分の意見を主張できる。</p> <p>以上の3つの論点について、論理的に整合性をもった文脈で文章表現できていること。</p>	<p>①②③の検討事項のうち、2つ以上の論点についての正確に指摘することができ、複数の視点から、防犯カメラの設置に対して意見が対立していることを指摘できている。</p> <p>また、その文脈に論理的な矛盾がなく、概ね主張に自分なりの結論が明確に述べられている。</p> <p>しかしながら、3つの論点についての言及があっても、文章表現が不明瞭で説明不足な点が見られる。</p> <p>あるいは、文章表現は明確であっても、指摘している論点が2つ以下である。</p>	<p>①②③の論点についての記述内容に誤りがあったり、対立する意見や価値が説明できていない。あるいは、複数の考え方をふまえて自分の意見を述べるできていないなど。</p> <p>【対応策】</p> <p>①②③の論点について、基礎知識を学び直すことが必要である。</p> <p>地方財政が豊かではないこと、市民の税で財政が成り立つこと、市長の役割と議会の予算審議権について再確認させること、さらに、プライバシー権が新しい人権であること、及び人権を制約する原理として公共の福祉があることについて復習し、ノートにまとめるよう指導する。</p>

7 添付資料

- ① 尼崎市の2015(平成27)年度決算(社会科通信)。
- ② 課題プリント「防犯カメラとプライバシー権について」(社会科通信)。
- ③ 導入のための「プレゼンテーション教材」(スライドを一覧に印刷した物)。
- ④ 座席表

7 参考文献

- 田中耕治「教育評価論からみた新指導要録の特徴と課題」『教育目標・評価学会紀要』 第21号 2011年
- 齋藤孝『教育力』岩波書店 2007年
- 吉田新一郎『効果10倍の＜教える＞技術』PHP研究所 2006年
- 北原琢也『評価活動の取組方法 — 評価・評定の実践と課題 —』京都市立衣笠中学校2005年
- 田中耕治・水原克敏・三石初雄・西岡加名恵『新しい時代の教育課程』有斐閣2005年
- 田中耕治『学力と評価の“今”を読みとく』日本標準 2004年
- 堀哲夫『一枚ポートフォリオ評価 理科 — 子どもと先生がつくる「学びのあしあと」』日本標準 2004年
- ジェニ・ウィルソン、レスリー・ウィング・ジャン(吉田新一郎 訳)『「考える力」はこうしてつける』新評論 2004年
- 西岡加名恵『教科と総合に活かすポートフォリオ評価法 — あらたな評価基準の創出に向けて —』図書文化 2003年
- 田中耕治編著『新しい教育評価の理論と方法』[Ⅰ][Ⅱ]日本標準 2002年
- 倉橋忠「中学校社会科歴史的分野「江戸時代の農民の生活」における「関心・意欲・態度」の評価に関する実践的考察」『教育目標・評価学会紀要』第5号 1995年
- 倉橋忠「中学校社会科公民的分野「現代家族」と教材の実践的考察 — 関心・意欲・態度の評価に関する試論 —」兵庫教育大学教育方法講座『授業の探求』第5号1994年3月
- 倉橋忠『「活用する力」を育てる社会科(公民)授業の試み — 「防犯カメラとプライバシー権」の授業実践 —』関西学院大学『教職教育研究』第22号 2017年
- 倉橋忠『「社会科の作文」の評価に関する実践的考察」日本社会科教育学会『社会科教育研究』No.132 2017年

その他。